

吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱

平成21年2月4日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡町(以下「町」という。)がインターネット上に公開しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載業者)

第2条 掲載できる広告業者は、次のとおりとする。

- (1) 企業又は個人事業者
- (2) 公共的団体及びこれに類するもの
- (3) その他町長が適当と認めたもの

(広告掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、当該広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)の事業の適正化及び消費者の保護を図り、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国内の法令に違反するもの又は違反のおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載する広告として不適当と町長が認めるもの

(広告掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置及び掲載数は、町ホームページのトップ上で、それぞれ町長が指定するものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、一枠当たり次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
 - (2) 形式 GIF又はJPEG形式(アニメーションGIFを除く。)
 - (3) 容量 10キロバイト以内
- 2 広告の枠は、1広告主につき1枠とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として月の初日から末日までの1月を単位として最長12月まで連続して掲載できるものとするが、年度を越えることはできない。ただし、更新を妨げない。

2 広告掲載の開始及び終了時間は、当該月の初日及び末日で町長がその都度決定する。ただし、当該日が吉岡町の休日を定める条例(平成元年吉岡町条例第1号)第1条に規定する休日の場合は、その翌日とする。

(広告の掲載料金)

第7条 広告の掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、町内に事業所を有する者については、広告枠一枠当たり月額2,000円とし、町外に事業所を有する者については、一枠当たり月額3,000円とする。

(広告掲載の募集方法)

第8条 広告掲載の募集は、町ホームページ、広報よしおか等に掲載することにより行う。ただし、応募が募集定数に満たない場合は、別途協議し、募集方法を決定する。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 広告主の業務内容を明らかにする書類等
 - (2) 掲載しようとする広告の原稿案(画像データをプリントアウトしたもの)
- 2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。
- 3 広告掲載申込書は、掲載開始を希望する月の前々月末日までに提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条第1項に規定する広告掲載申込書を受領したときは、速やかに審査を行い、広告掲載を可とする広告主を決定し、ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又はホームページ広告掲載不能通知書(様式第3号)を広告主に交付しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、掲載決定通知受領後14日以内に広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、納付期限を過ぎた場合は、納付確認の取れた時点から掲載する。その場合の掲載できなかった期間分は日割計算を行わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の責任により広告掲載ができなかったときは、広告主に返還することができる。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとし、町は、その旨をホームページ上の広告欄にて告知する。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町長へ届け出て、協議しなければならない。

- (1) 広告の内容又はリンク先を変更するときは、変更しようとする日の14日前までにホームページ掲載広告変更申出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。
- (2) 自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取り下げるとき。
- (3) 広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

(広告掲載の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中においても当該広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 町の行政運営上支障があると認められたとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

吉岡町長 あて

吉岡町のホームページに広告を掲載したいので下記のとおり申し込みます。

申込者

住所(所在地)

業者名

印

代表者名

担当者名

電話番号(FAX)

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 事業内容 | 業務内容を明らかにする書類を添付してください。 |
| バナー | バナーを添付してください。 |
| 掲載希望期間 | (年 月から 年 月まで カ月間) |
| リンク先ホームページ アドレス | http:// |
| 備考 | |

様式第2号(第10条関係)

ホームページ広告掲載決定通知書

申込者 あて

年 月 日付け申込みのありました吉岡町ホームページの広告掲載について、貴業者を広告掲載業者として決定しましたので通知します。

広告掲載期間

広告料金

年 月 日

吉岡町長

印

様式第3号(第10条関係)

ホームページ広告掲載不能通知書

申込者 あて

年 月 日付け申込みのありました吉岡町ホームページの広告掲載について、審査の結果、広告掲載業者として選定することができませんでしたので通知します。

広告掲載不可理由

年 月 日

吉岡町長

印

様式第4号(第14条関係)

ホームページ掲載広告変更申出書

年 月 日

吉岡町長 あて

吉岡町ホームページ掲載している広告を変更したいので、下記のとおり申し出ます。

申込者

住所(所在地)

業者名

印

代表者名

担当者名

電話番号(FAX)

| | | |
|-------|-------|--|
| 変更の内容 | 広告 | |
| | リンク先 | |
| 変更予定日 | 年 月 日 | |

備考 広告図案を変更するときは、別紙としてこの申出書に添付してください。